

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務

(2) 事業の目的

近年急増する特殊詐欺等の被害を防止するため、被害防止啓発動画を作成し、高知県内を対象としてSNS広告やデジタルサイネージ等で当該動画を放映することにより、詐欺被害等の防止を図ろうとするもの。

(3) 事業内容

ア 特殊詐欺、SNS型投資詐欺の被害防止啓発動画の作成

イ 当該動画を使用したSNS広告による情報発信

ウ 当該情報発信による効果検証

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

2,992千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県警察は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続

きに進みます。10日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて高知県警察と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時：令和7年6月13日（金）午前11時から

場所：高知県高知市丸ノ内2丁目4番30号 高知県警察本部 403会議室

説明会への参加希望者は、令和7年6月10日（火）正午までに14の問合せ先に電話、FAX又は電子メールにより連絡してください。

なお、1参加者当たり2名までの参加とします。

7 質疑及び回答

質疑は令和7年6月17日（火）午後5時までに質疑書（様式1）により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑及び回答の内容は、6月20日（金）までに高知県警察ホームページに掲載します。ただし、質疑又は回答に、公開に適さない内容が含まれる場合は、ホームページには掲載せず、FAX等によりすべての提案者に回答します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加申込書（様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
3	資格確認要件書	A4縦	1部
4	法人概要書	A4縦	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和7年6月26日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-8544 住所：高知市丸ノ内2丁目4番30号

高知県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

T E L：088-826-0110（内線：3043）

(2) 資格要件の確認

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月1日（火）午後5時までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、書面により、警察本部長に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 警察本部長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年7月11日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例（平成2年県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年6月13日（金）	説明会
令和7年6月26日（木）	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年7月4日（金）	企画提案書の提出締切り
令和7年7月8日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年7月11日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内、高知県警察内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を情報公開からの除外対象項目に関する理由書（様式5）により提出してください。

開示・非開示の判断は、当該様式5に基づき行うものではなく、様式5の内容を参考に、同条例に基づき高知県警察が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

担当者：狩野

T E L : 088-826-0110 (内線3043)

F A X : 088-822-1199

E-mail : g041@police.pref.kochi.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 警察職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県警察との契約等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証

金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則（昭和39年県規則第12号）第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。